

大阪港PSカード使用許可(変更)申請書

西暦 年 月 日

埠頭保安管理者 様

住 所		
	(ビル名)	
事業所名	(営業所名)	
代表者名		

(代表者名は、代表権のある支店長、支配人でも可)

担 当 者	
電話番号	
FAX番号	

次の申請者は、当社従業員であり、記載内容に虚偽、誤りはありません。

顔写真(カラー)
縦4.5cm×横3.5cm

- ・申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、無背景の写真を添付すること
- ・写真裏側に申請者氏名を記載すること

※整理番号

フリガナ	
申請者氏名	
生年月日	西暦 年 月 日
住 所	
電話番号	
港湾労働者番号	※本欄に記入する場合は「雇用保険被保険者番号」は記入不要です
雇用保険被保険者番号	

大阪港PSカードを使用したいので、裏面記載の使用許可条件に同意の上、申請します。
また、受領については上記事業所に委任します。

施設名 (該当するものに○印) (主なもの1つに◎印)	1.北港白津	2.北港	3.梅町西	4.梅町	5.桜島	6.安治川第1号	7.安治川第2号
	8.大阪港サイロ	9.天保山	10.中央突堤北	11.第2号	12.第3号	13.第5号	14.第6号
	15.第7号	16.第10号	17.第11号	18.A岸壁	19.J岸壁	20.K岸壁	21.R岸壁
	22.南港C6	23.南港C7	24.国際フェリー				
埠頭制限区域 入出構の理由・ 行動範囲 (該当する主なもの 1つに○印)	S	本船(船内)で従事する者	(例)	港湾運送事業法における港湾荷役(船内荷役)、はしけ運送、いかだ運送、固定・区画・荷造りもしくは荷直し、船倉清掃の業務に従事する労働者、本船上で検数、鑑定、検量に携わる者、または船陸交通許可証を所有する者			
	A	船側(エプロン)で従事する者	(例)	港湾運送事業法における港湾荷役(沿岸荷役)、船積貨物警備の業務に従事する労働者、船側で検数、鑑定、検量に携わる者、または、係船作業の目的で本船に近づく者			
	T	ターミナルで従事する者	(例)	ゲート部、管理棟、メンテナンスショップ等、ターミナルの特定施設にしか立ち入らない者、船側に立ち入らない者、または貨物搬出入の目的でターミナルに入入りするトラック等の運転手(ホットデリバリーを行う海上コンテナトレーラーの運転手を含む)			

注1)「※整理番号」欄は記入しないでください。

(日本工業規格A列4)

注2)変更申請時は、変更箇所の下線を引くこと。なお、顔写真の添付は不要です。

使用許可条件

1. 大阪港PSカード(以下PSカード)の事業所への引渡しにあたっては、「受取書」を提出すること。
2. PSカードの維持及び返納に要する費用は、使用者において負担すること。
3. PSカードは、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。
4. PSカードについて修繕、改造その他物品の現状を変更しないこと。ただし、軽微な修繕については、この限りでない。
5. PSカードは、他人に貸与し、又は担保に供しないこと。
6. PSカードは、埠頭制限区域内での業務のため入構する目的で使用することとし、それ以外の目的のために使用しないこと。
7. PSカードは、使用許可期間満了の日までに、又は、使用の必要がなくなった日以降速やかに指定の場所において返納すること。
8. 使用許可条件に違反したときは、埠頭保安管理者の指示に従ってPSカードを返納すること。
9. 「PSカード使用許可申請書」に記載した内容に変更が生じた場合は、直ちに埠頭保安管理者に報告を行うとともに、埠頭保安管理者の指示に従うこと。
10. 埠頭保安管理者が特に必要があると認めて使用許可期間満了前に返納を命じたときは、その指示に従ってPSカードを返納すること。
11. PSカードの使用にあたって、何らかの損害が生じた場合にその費用を請求しないこと。
12. PSカードを亡失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を埠頭保安管理者に提出し、その指示に従うこと。
13. 埠頭保安管理者が、PSカードについて、必要に応じて調査を行い、若しくは所要の報告を求め、又は当該物品の維持、管理、利用及び返納に関して必要な指示をするときは、これに応ずること。